

**2018年度（第7回）四国ジュニアゴルフ
学年別チャンピオン決定戦**
(LOCAL RULES AND CONDITIONS OF COMPETITION)

主催：四国ゴルフ連盟

開催日：平成30年11月3日(土)
開催コース：愛媛県 新居浜カントリー倶楽部

JGA ゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される
ローカルルール及び競技の条件の罰は別途規定がなければ 2 打の罰とする

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザード・ラテラルウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭及び黄線、ラテラルウォーターハザードは赤杭及び赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a.排水溝
 - b.人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c.グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。
5. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
6. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディー、またそのいずれかの携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その動かされた球やボールマーカーは規則 18-2、規則 20-1 に規定されている通りにリプレイスされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
7. 地面にくい込んでいる球の救済
付属規則 I (A)3a を適用する。
8. 「規則6-6d 例外」の修正
どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6dに違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

《 競 技 の 条 件 》

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
プレーヤーの使用球は R&A の最新の公認球リストに載っているものでなければならない。
この競技の条件の違反は **競技失格**
4. 使用クラブの規格
プレーヤーが持ち運ぶドライバーは R&A によって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。
例外：1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの条件から免除される。
この競技の条件の違反の罰は、『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (B)1a』
5. 競技終了時点
本競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
6. ホールとホールの間での練習禁止
ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことにより最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。
この条件の違反の罰は次のホールに 2 打の罰。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。
7. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)についてはゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。
ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければその競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
8. 移動について
ラウンド中の共用ゴルフカートの使用を認める。カートは同行委員のみが運転することができる。カートを使用する場合は、カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。カートを共用する場合は、共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時はすべてその球の持ち主の携帯品とみなす。
9. スコアカードの提出 本競技においては、スコアリングエリア方式を採用する。
10. 順位の決定について
各部門とも優勝を含め同位が生じた場合は、マッチングスコアカード方式により順位を決定する。
尚、対象とするホールは大会当日掲示板に掲示して告知する。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、ハウス内掲示板に掲示して告示する。
2. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあげないように注意すること。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課すことがある。
3. コース内での携帯電話は委員会の許可なく使用することを禁止する。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。